　年　月　日

農林水産省　消費・安全局

畜水産安全管理課　飼料検査指導班

飼料添加物製造（輸入）業者のみなさまへ

飼料添加物の製造（輸入）にあたり、以下の項目を御確認いただいた上で、飼料添加物製造（輸入）業者届に添付いただきますよう、御協力をお願いいたします。

↓自社で確認した上で、該当する場合にチェック

□飼料添加物の製造に、遺伝子組換えの原料（菌、酵素、培地成分等）を使用していないことを確認しています。

　【注意】遺伝子組換えの原料は、農林水産大臣が認めたものだけが使用できます。

　　・高度精製品

　　・セルフクローニング又はナチュラルオカレンスに該当する生物

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　など

詳細は、農林水産省のホームページも御確認ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/biofeed\_20.html

御社名：

御担当者名：

電話番号：

メールアドレス：